

了鳥取県公報

平成16年3月16日(火) 第7568号

每週火•金曜日発行

次 目

告	示	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画	
		の決定 (169) (環境政策課)1	
		大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (170・171) (経済交流課)2	
		土地改良区の役員の就退任 (2件) (172・173) (耕地課)	
		土地改良区の役員の退任 (174) (")	
		県営土地改良事業計画の決定 (175) (")	
		土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (176) (")8	
		県営土地改良事業の工事の完了 (177) (")8	
		国土調査の成果の認証 (178) (*)9	
		保安林の指定施業要件の変更予定 (179) (森林保全課)9	
		生産事業者の登録 (180) (")9	
		鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (181) (水産課)10)
		車両制限令による道路の指定 (182) (道路課)10)
		都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (183) (都市計画課)10)
		開発行為に関する工事の完了 (184) (")11	
選管	告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (6)11	

告 示

鳥取県告示第169号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成13年鳥取県条例第51号) 第24条第1項の規定に基づき保護管 理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び閲覧に供する。

なお、県以外の者は、その行う保護管理事業に係る事業計画が保護管理事業計画に適合している旨の知事の認 定を受けることができる。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善

- 1 保護管理事業計画の概要
 - (1) 鳥取県コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画
 - ア 事業の目標

生息水域における生息環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生息でき る環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の生息域 (過去の生息域を含む。)

ウ 事業の内容

生息状況等の生息環境に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら生息環境を安定的に保全し、及び管理すること。

(2) 鳥取県アカヒレタビラ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生息水域における生息環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生息できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の生息域 (過去の生息域を含む。)

ウ 事業の内容

生息状況等の生息環境に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら生息環境を安定的に保全し、及び管理すること。

2 閲覧に供する場所

鳥取県生活環境部環境政策課並びに各保健所の生活環境課 (日野保健所にあっては、保健衛生課)及び鳥取保健所郡家支所保健衛生課

3 その他

詳細については、鳥取県生活環境部環境政策課(電話0857-26-7872)に問い合わせること。

鳥取県告示第170号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーホームセンターいない境港店 境港市外江町2284 - 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時 変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時まで

変更後 午前7時30分から午後8時まで

3 变更年月日

平成16年3月1日

4 届出年月日

平成16年2月25日

- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表

者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

有限会社キャプテンドラッグ 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,784m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 194台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 15台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 532㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 32.5㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 3か所
 - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成16年3月16日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議 所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することが できる。

鳥取県告示第171号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ハウジングランドいない淀江店 西伯郡淀江町大字佐陀709ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時 変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時まで 変更後 午前7時30分から午後8時まで

3 変更年月日

平成16年3月1日

4 届出年月日

平成16年2月25日

- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計2.647m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 90台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 8台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 46㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 13.1 ㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (ア) 出入口の数 2か所
- (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成16年3月16日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

淀江町大字西原1129 - 1

淀江町建設経済課

9 意見書の提出

淀江町の区域内に居住する者、淀江町において事業活動を行う者、淀江町の区域をその地区とする商工会そ の他の淀江町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができ る。

鳥取県告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ケ原土地改良区から役員 が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理	事	磯	上		巌	倉吉市国府990 - 21
,	"	荒	尾		磨	倉吉市服部801
,	"	高	畄	俊	_	倉吉市国分寺160 - 1
,	"	林		_	男	倉吉市下米積420
,	"	渋	谷	史	郎	倉吉市下福田706
,	"	太	田	進	博	倉吉市横田355 - 1
,	"	岸	田	正	昭	倉吉市服部979 - 157
,	"	褔	井	幹	人	倉吉市下福田331 - 1
,	"	池	本		昭	大栄町大字東高尾508
,	"	田	中	忠	儀	倉吉市服部651
,	"	藤	井	_	久	倉吉市福光156 - 3
,	"	河	本	益	雄	倉吉市横田653
,	"	吉	田	成	_	倉吉市尾原936 - 1
,	"	田	中		敞	倉吉市国府472
,	"	田	中	_	重	倉吉市上米積388 - 10

就任した役員の氏名及び住所

理	事	磯	上		巌	倉吉市国府990 - 21
,	"		尾		磨	倉吉市服部801
,	"	田	中		敞	倉吉市国府472
,	"	林		_	男	倉吉市下米積420
,	"	太	田	里	美	倉吉市服部440
,	"	田	中	_	重	倉吉市上米積338 - 10
,	"	前	田		賢	倉吉市大谷544
,	"	澁	谷	史	郎	倉吉市下福田706 - 108
,	"	太	田	進	博	倉吉市横田355 - 1
,	"	岸	本	岩	男	倉吉市国分寺124
,	"	飴	Щ	昌	秀	倉吉市横田422 - 1
,	"	森	田		勇	大栄町大字東高尾429
,	"	福	井	幹	人	倉吉市下福田331 - 1
,	"	清	水	義	徳	倉吉市服部979 - 32
,	"	藤	井	_	久	倉吉市福光156 - 3
,	"	吉	田	成	_	倉吉市尾原936 - 1
監	事	池	田	通	夫	倉吉市下米積609
,	"	福	永	良	雄	倉吉市福光625
,	"	長	田	雅	文	倉吉市国府683 - 1

平成16年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第173号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

退任した役員の氏名及び住所

理	事	毛	利	輝	雄	東伯郡関金町大字明高1177
1	,	田	中	淑	朗	東伯郡関金町大字明高67 - 2
<i>"</i>		笠	原	正	記	東伯郡関金町大字堀2081
1	<i>II</i>		田	洋	_	東伯郡関金町大字堀2897
/	,	河	本	_	男	東伯郡関金町大字今西104
1	,	小	倉	昭	夫	東伯郡関金町大字松河原1232
1	,	見	崎	幸	尊	東伯郡関金町大字松河原651
1	,	藤	井	重	光	東伯郡関金町大字大鳥居266

```
山崎正美
         東伯郡関金町大字安歩843 - 8
小 川 武 弥
         東伯郡関金町大字関金宿1519
牧 野 清 則
        東伯郡関金町大字郡家553
菰 田 寛 治
         東伯郡関金町大字山口580
坂 根 光 男
         東伯郡関金町大字堀3274 - 8
鳥飼
     昇 東伯郡関金町大字関金宿1519
```

平成16年2月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理	事	田	中	春	行	東伯郡関金町大字明高909 - 2
	<i>''</i>	田	中	淑	朗	東伯郡関金町大字明高67 - 2
	<i>''</i>	笠	原	正	記	東伯郡関金町大字堀2081
	<i>''</i>	松	田	洋	_	東伯郡関金町大字堀2897
	<i>''</i>	河	本	_	男	東伯郡関金町大字今西104
	"	日	野	昇	_	東伯郡関金町大字泰久寺110 - 1
	<i>''</i>	小	倉	昭	夫	東伯郡関金町大字松河原1232
	<i>''</i>	見	崎	幸	尊	東伯郡関金町大字松河原651
	"	藤	井	重	光	東伯郡関金町大字大鳥居266
	"	Щ	崎	正	美	東伯郡関金町大字安歩843 - 8
	"	小	Ш	武	弥	東伯郡関金町大字関金宿1519
	"	牧	野	清	則	東伯郡関金町大字郡家553
	"	宍	戸	秀	樹	東伯郡関金町大字山口449
監	事	坂	根	光	男	東伯郡関金町大字堀3274 - 8
	"	藤	井	公	男	東伯郡関金町大字大鳥居802
	<i>II</i>	鳥	飼		昇	東伯郡関金町大字関金宿547

平成16年2月10日就任 任期4年

鳥取県告示第174号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退 任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監事桑本享西伯郡名和町大字富長669

平成16年2月6日退任

鳥取県告示第175号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (ため池等整備事業横 枕地区ため池等整備) に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧 に供する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成16年3月16日から20日間
- 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第176号

江府町が行う土地改良事業(基盤整備促進事業武庫地区農業用用排水及び区画整理)に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成16年3月16日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
 - 江府町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第177号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項 の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

土	地	改	良	事	業	の	名	称		工事完了年月日
県営ため池等整備事業天神池地区ため池等整備									平成13年 9 月10日	
県営中山間地域総合鏨	県営中山間地域総合整備事業東因幡地区農道整備									平成15年 6 月20日
県営ため池等整備事業宇治地区ため池等整備									平成15年11月28日	

鳥取県告示第178号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

調査を行った者			調査を行った時	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
の名称			期			
鳥	取	市	平成14年度及び	鳥取市 (津ノ井、杉崎及	鳥取市津ノ井、杉崎及び	平成16年3月16日
	平成15年度		平成15年度	び桜谷の各一部) の地籍 桜谷の各一部		
				図及び地籍簿		
大	Щ	囲丁	平成14年度及び	大山町 (長田の一部) の	西伯郡大山町長田の一部	"
			平成15年度	地籍図及び地籍簿		
江	府	囲丁	平成11年度から	江府町 (大字俣野の一部)	日野郡江府町大字俣野の	"
			平成13年度まで	の地籍図及び地籍簿	一部	

鳥取県告示第179号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日野郡日南町霞字野路山1074の1から1074の3まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第180号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条 第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
	名				
鳥取県	山根 進	倉吉市桜415	幼苗の育成	山根進苗圃	倉吉市桜
第265号					

鳥取県告示第181号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第54条第1項の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項において準用する同規則第52条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則(平成6年鳥取県規則第54号)第9条の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 聴聞の日時 平成16年3月18日 (木) 午後2時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第54条第1項の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第182号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日	
一般国道	179号	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷1240 - 1 地先から倉吉市円谷	平成16年4月1日	
一放巴坦		字西高殿60 - 7 地先まで	十成10年4月1日	
如.目:苦	羽合東伯線	東伯郡羽合町大字長瀬字高浜1543 - 1地先から同町大字久留字	,,	
一般県道	11口宋旧称	船津16 - 1 地先まで	"	

鳥取県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第184号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により 告示する。

平成16年3月16日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 開発許可の年月日及び番号 平成15年10月14日 鳥取県指令都計 3 第329号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡大山町上萬

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕1840 - 1

有限会社環コーポレーション 代表取締役 馬野慎一郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

米子市選挙管理委員会から公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地			
鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原八丁目1210 - 1			

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成16年度(平成16年4月から平成17年3月まで)において鳥取県公報の購読(年間を通じての定期購読を原則とします。)を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成16年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金 (1部月額 2,200円。年額 26,400円) については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

鳥取県公報購読申込書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

中 込 者

氏 名

法人にあっては、名称及び

代表者の氏名 電話番号

記

購	読 期	間	年	月から	年	月まで
購	読 部	数			部	
送	付	先				

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(印)